

県民文化を支える県立図書館への期待

―内山知事の思いに寄せて―

石井 敬士

一・我が国における公共図書館の発祥

一八六三（文久三）年、横浜居留地にクルプ・ゲルマニアというドイツ人のクラブが創立された。『ギルデマイスターの手紙』（いくまあや生能文編訳 有隣堂 平成三年 有隣新書）によれば、「ここには娯楽施設のほかに、多数の書籍や雑誌を完備した図書館とコンサート・ホール、講演会場まで設けていたのである。」と記されている。

公共図書館史によれば、一八七二（明治五）年の東京書籍館（しよ現在の国立国会図書館）が発祥とされる。また、じやく籍館（現在の国立国会図書館）が

日本人が西洋の図書館について、最初に触れた本は福沢諭吉の『西洋事情』（一八六六・慶応二年）とされる。『西洋諸国の都府には文庫あり。ビブリオテーキと云ふ。』と記

されている。以上は日本人の側からみた場合であり、国人を問わずとすれば、幕末に日本には公共図書館が既に出ていたこととなる。また、英米系のユナイテッド・クラブの読書室には「タイムズ」や「モーニング・ポスト」のバック・コピーや絵入り雑誌が置かれていたということ、後にいわれる新聞縦覧所の先駆をなしていたと考えられる。居留地には幕末から公共図書館の萌芽がみられていたのであり、その場所が横浜であったということは大いに注目すべきことである。

二・図書館令と図書館法

明治三二年一月一日、図書館に関する初の単独の法令

「図書館令」が公布され、図書館の機能、設置主体、職員
の待遇等（全八条）が規定された。以来三〇年余、図書館
の発展にともない三回改正されるが、昭和八年七月一日に
至り全面改正される。この第十条に、公立図書館中の一館

を中央図書館に指定すべし、という条項が加えられるが、
本県では県立金沢文庫が昭和五年に開館し、県立図書館の
代役的な役割を荷っていたが、中央図書館の指定は戦後に
見送られた。（昭和八年、府県立図書館の未設置は一四府県）
そして、昭和二四年一月、横浜市図書館が神奈川県中央図
書館に指定され、その役割を果たすこととなったのである。
しかしながら、中央図書館指定の法的根拠であった「図書
館令」は当時死文化されており、新しい図書館法の成立ま
での措置となったが、県立図書館新設への基礎固めとして、
一定の役割を果たしたことは意義あることであつたと考えら
れる。

「図書館法」は、「社会教育法」（昭和二四年六月一〇日
公布施行 第九条 図書館及び博物館は、社会教育の機関

とする。二項 図書館及び博物館に関し必要な事項は別に
法律をもって定める。）を受けて、昭和二五年四月三〇日
公布、七月三〇日施行された。

三．県立図書館設立運動と神奈川県図書館協会

昭和三年、本県の公立図書館は三四館であつたが、三月、
神奈川県図書館協会が発足した。また、五年には県立金沢
文庫が開館した。以後、金沢文庫が県立図書館の代役的役
割を果たしつつ、県図書館協会が中心となり、八年の「図書
館令」の改正以後、県立図書館設置の要望が強まってい
くが、戦争で中断され、要望は戦後に引き継がれることとな
つた。二二年、県図書館協会が再建され、二三年から、神奈
川県中央図書館設置運動が積極的に推進された結果、二四
年、前述のように暫定的な形で、横浜市図書館の中央図書
館指定となつたのである。（二三年時点の未設置の県は、

広島・兵庫・愛知・群馬・神奈川の五県）

一四・内山知事と講和記念事業

昭和二五年の図書館法の公布、施行による全国的な図書館ブームの盛り上がりもあり、県立図書館設置の気運が二六年には最高潮となり、報道や陳情・請願が相次いで提出された。これを受けて県は、サンフランシスコ講和条約締結記念事業の一環として設立することとし、当初二七・二八年度二か年継続事業とした。すなわち、二七年度八〇〇万円、二八年度一億四七九四万四〇〇円、計二億二七九四万四〇〇〇円を計上したのであるが、建設の趣旨は理解されたが、当時の財政事情もあり、二九年度までの三か年継続事業となった。総額は変わらず、二七年度の八〇〇万円のうち、三〇〇〇万円が二九年度にまわされた。この三〇〇〇万円のうち、一〇〇〇万円は、県下図書館施設の振興助成費に充てること、という付帯決議がなされ、これにより、新築六館、改築三館、増築一館に助成されたが、当時二九年の県内公共図書館が二七館（「日本の図書館」による）であったことから、三分の一以上の館の新増築等に

寄与したこととなり、その助成は図書館振興に大きく寄与することとなった。

さて、県立図書館・音楽堂建設の発案・建議の中心となったのは、当時の県知事内山岩太郎（明治二三～昭和四六）であったが、知事は二一年から四二年まで五期、二〇年余、戦後の本県の復興に逐一関与され、現在の本県の発展に寄与された功績は甚大なものであった。その第二期にあたる時期に県立図書館・音楽堂が建設されたのであるが、県は戦後すぐから、文化県のイメージづくりを始めており、県章、県民歌、県の花の制定、また、県立近代美術館の建設等の事業を進めていく中、二七年の講和発効となり、その記念事業となったのである。二七年四月、知事を委員長とする建設準備委員会が発足するが、その第一回会合（講和発効の四月二七日）で、知事は音楽ホール併設と年内着工に意欲を示している。この委員会の下に専門委員会が設けられ、九月、設立の構想がまとめられた。立地については、検討段階では横浜市内だけでなく県央地区などの提案

もあつたようであるが、最終的に旧知事公舎跡地となつた。但し、当時横浜市図書館が老松町の現在地にあつたため機能が重ならないよう配慮することとした。

五、県立図書館・音楽堂の建設

両館は三か年継続事業として、設計者前川國男、建設工事大成建設として、二八年四月二二日起工、二九年七月完成した。二九年五月に開設準備事務局が発足し、運営の基本方針、職員体制その他、開館までに必要とする諸準備が進められた。この中で、基本方針は三項目策定された。

(一) 県民、特に成人層の一般教養、調査研究及びレクリエーションのために資する (二) 市町村立図書館等の育成、指導、助言及び資料提供 (三) 国際港を背景とした本県産業文化の振興のため、世界各国の貿易・産業・観光・移民等の資料を整備する、ということであるが、このうち (三) が本県としての特色を示すものとなっている。一〇月一日、組織・機構が整い、県立図書館が発足した。

十一月四日開館式挙行、一〇日図書館業務(一般閲覧、視聴覚)が開始された。

既述のように、戦前からの金沢文庫の時代、二四年からの横浜市図書館の中央図書館指定を経て、県立図書館が設立されたのであるが、戦後占領軍による図書館政策の一環として、軍政部図書館や神奈川県フィルム・ライブラリーが設立された。兵舎を利用したかまぼこ型図書館の設置やベスラー幻灯機・ナトコの映写機による巡回上映が実施された。一方、県教育部社会教育課が主管する移動図書館(BM)の県内各地への巡回が実施された。

すなわち、県立図書館発足時の構想として、視聴覚ライブラリー、BM、CIE図書館等が含まれていたのであるが、先述のフィルム・ライブラリーが視聴覚課に引き継がれ、社会教育課の移動図書館が奉仕課に移管されたのであるが、CIE図書館はその後、日本の独立後、ACC図書館となり、県立図書館に資料が寄託(その後寄贈)されたのは四二年三月であつた。つまり、県立図書館は発足時に

あたり、図書館法にある図書館奉仕の精神を実現するため、県および周辺の施設を県立図書館に集約することを図りつつ、当時としては最先端の施設・設備およびサービスを導入したということである。例えばレファレンス・サービスにおいては当初の資料整備の後三一年からコーナー、三二年には相談室を設けて全国に先駆けてのサービスを開始している。「参考事務規程」が定められる以前であり、画期的なことである。）

以後、六〇年間の活動については、県立川崎図書館の設立を含め、枚挙にいとまがないので別の機会に譲りたい。

六．六〇周年を迎えて

本県の図書館活動は遅れているように思われがちであるが、私見によれば必ずしもそうとは思えない。歴史的には金沢文庫があり、近代以降においても最初に触れたように外国人によるものであるが、横浜に近代的な公共図書館の萌芽がみられるし、最初の日刊新聞「横浜毎日新聞」は明

治三年に発刊されている。明治初期の一般的読書施設ともいべき新聞縦覧所も明治五年の記録があり、先端的な活動をしていたが、公共図書館の設置について、市町村立図書館中心の期間が長かったといえるかもしれない。つまり、県立図書館の設立は戦後に至ったわけであるが、文化的土壌は醸成されていたと考える。本県へのCIE図書館の設置もその証左といえるかもしれない。

県立図書館は文化県神奈川の象徴として誕生した。現在も財政事情が問題となるが、当時も同様で厳しい状況にあったと思われるが、それが実現したのは文化県として本県を標榜したいという強い願いが結果だと考える。文化は継続してこそ意義がある。六〇年は単なる通過点である。時代時代に貢献しつつ後世に伝えていく使命があり、図書館は本を通じてそれを行なうということである。最後に、内山知事の思いを継承すべく、私見をいくつか述べてみたい。

一、三つの基本方針について（一）サービスは十分に行わ

れているか、県民に周知されているか、その質量等現実に甘んじない内容の検証と施策・サービスのさらなる推進が望まれる。(二) 市町村支援について、未設置町村の解消、人的支援、図書館の専門技術支援、ネットワークの整備などの検証および適切な施策の推進、(三) 資料整備について、当初の方針と異なってきたりかどうか、検証し、整備方針を確認したい。

二、資料の活用 県立図書館には県内他館で所有しない多数の資料がある。これらの資料を県民に周知し、提供する。県立図書館の存在意義の一つは、資料の提供とそれに伴うサービスを十全に行うことであり、来館者への読書や調査の支援、特に多くの貴重な資料を閲覧・調査するためには館内環境を整備する必要があると考える。一方で、市町村図書館やインターネットの利用も広めていく必要がある。また、資料については電子書籍等への対応も当然検討していく必要がある。

三、資料の保存 図書館の役割は保存から利用への範疇はんちゆうに

含まれる。県立図書館は県内図書館等の資料を含めて、将来的な保存体系を構築すべきである。それを踏まえてこそ、多様な資料・情報サービスが展開できるものと考えられる。

以上いくつか述べてきたが、県立図書館は県を中心であり続けるべきである。そのためには、県立図書館独自の県民サービスを堅持しつつ、県内図書館のセンターの役割を十全に果たしていくて欲しい。

文化とは民族の生活様式であり、百年二百年と伝えられ、後代に生かされねばならない。その伝達手段として本は重要な役割を果すものである、その集積体である図書館は知る宝庫である。県立図書館は本県の図書館の中核であり、本県文化の伝達者として、今後共ますますの活動が望まれる。



昭和30年代前半の神奈川県立図書館